

国家基本問題研究所 第9回「国基研 日本研究賞」に3氏

今日の日本が直面している憲法、安全保障、教育をはじめとする国家的課題に取り組み、日本再生に向けた活動を行っている民間シンクタンクの公益財団法人「国家基本問題研究所」(櫻井よしこ理事長)が、外国人による優れた日本研究を顕彰、奨励する第9回「国基研日本研究賞」の受賞者3氏を選出した。

最高賞の「日本研究賞」にポーランドのワルシャワ大学教授のエヴァ・パウシュ＝ルトコフスカ氏、「特別賞」に韓国の成均館大学名誉教授の李大根氏、麗澤大学准教授のジェイソン・モーガン氏が選ばれた。「日本研究賞」は国際的視野に立つて日本の在り方を再考する国基研の活動に賛同する寺田真理氏からの寄付を元に平成26年に創設された。



櫻井よしこ
理事長



田久保忠衛
副理事長

「絶好のタイミング、生きた関係史」

対象となるのは日本に帰化した1世を含む外国人研究者で、政治、経済、安全保障、社会、歴史、文化の各分野で日本に対する理解を増進する研究に対し、近年に刊行、発表された日本語が英語の作品から選出されている。

国基研の田久保忠衛副理事長は「日本研究賞を受賞したルトコフスカ氏について、「ロシアによるウクライナ侵攻のいま、絶好のタイミングでの受賞です。ロシアとウクライナの東西に位置する日本とポーランドにとって生きた関係史」と称賛した。特別賞の李氏については「一事を積み重ねた研究こそ学問の基本。韓国人学者の良心に感銘を受けた」と話し、モーガン氏について、「研究の少ない未弘敵太郎という日本の法学者に焦点を当てた開拓者である」と高く評価した。



1953年ポーランド生まれ。ワルシャワ大学日本学科卒業。同大東洋研究所(現、東洋学部)で博士号。同大教授となった後、同大東洋学部日本学科長を務めた。現在も同大日本学科教授。83年に東京大学留学。以来、数十回にわたり来日し、研究を続ける。2015年に旭日中綬章を受け、19年に国際交流基金賞を受賞。主な著書に『明治天皇、近代化する日本における君主像』などがある。

日ポーランド関係 緻密に

『日本・ポーランド関係史』(彩流社)は、ロシアの脅威にさらされているポーランドの貴重な情報を得ようとする日本人の動きが中心の1904年から45年までの戦前期と戦後の東西冷戦下の疎遠な関係から友好関係に変わっていった両国の外交を中心とした2巻からなる。

1巻序文に研究を始める動機となった日本人の言葉がある。「日本とポーランドはロシアによって1万1千キロも隔てられている両極のようなものです。私たちは生来の同盟者です。仮に軍事的観点を離れても、この巨人の影響を東西から食い止めるという文化的観点から、共通の安全保障以外に、私たちが結びつけるものはありません。」

ロシアとの関係で日本とポーランドは早くから政治的軍事的関係が形成された。福島安正のシベリア横断旅行における当時独露に分割されていたポーランド人との接触で、その後の日露戦争中の明石元二郎の情報活動につながったことなどを詳細に記述している。

戦後、外交関係では海部俊樹首相やワレサ大統領、天皇、皇后両陛下、小泉純一郎首相をはじめ、外相や議員による相互訪問について詳しく書かれている。

日本留学の経験もあり、日本語も堪能なルトコフスカ氏が膨大な史料や文献に向き合い、数多くの関係者にインタビューを行い、丹念に研究を積み重ねた大作である。

1919年から22年にかけて、シベリアのポーランド人孤児756人が日本経由でポーランドに送還された。政治犯や捕虜、避難民などの子孫だった。

東京にあった一時的な宿舎を貞明皇后が慰問に訪れた際、子供たちは皇后に近づいてはならないという通達があった。――皇后は、子供たち

ワルシャワ大学教授 エヴァ・パウシュ＝ルトコフスカ氏

日本研究賞

《講評》伊藤隆・国基研理事
これほど詳細な2国間関係史は類を見ない。両国は早くから政治的軍事的関係が形成された。著名なのは福島安正のシベリア横断旅行におけるポーランド人との接触で、その後の明石元二郎の情報活動につながった。さらに杉原千畝のユダヤ系ポーランド人に対するビザ発給が著名である。これらも詳細な記述がある。戦後、国交回復後の外交関係を詳しく叙述している以外に、ワルシャワ大学の日本・日本語研究や文化、人的交流も詳細に記述。いずれも史料を探索し、多数の関係者からの聞き取りを行った結果である。

がすべてをばまで近づけるようにせよ、と命じられ、次に、いちばん年端のいかない子供にいたい、と言われたのである。皇后は身の上や出身地、年齢をお尋ねになった。後日、数百もの尊い命を救ったとポーランド政府から天皇、皇后両陛下に感謝状が贈られた。このような、あまり知られていない場面も数多く描かれ、いかに両国の友好が良好だったかを私たちに教えてくれる。

未開拓の研究 私の義務

《受賞の言葉》東大留学中に未開拓だった日本とポーランド関係史を研究することは日本研究者として、ポーランド人としての私の義務と受け止めた。約30年に及ぶ私の研究の結論は両国が100年以上もの間、友好的な関係であったということである。多くの聞き取り調査でも、両国関係が非常に良好だったことがわかった。

第二次大戦中でさえ軍の諜報将校の協力は続いた。1957年の国交回復の際にも問題や対立などはなく、両国関係は段階的に改善した。2002年の天皇、皇后両陛下のポーランド訪問は特に重要な出来事になった。現在でもウクライナ情勢など国際的な課題について、両国は近い立場をとり、その関係は続いている。

帰属財産 韓国発展の実態

日本統治時代に築かれた資産は米軍政によって接収され、米軍政に帰属した。いわゆる帰属財産である。大韓民国樹立とともに新政府に移管された。朝鮮の総資産の8割といわれる帰属財産がその後の発展と無関係であるはずはなかった。これに言及したのが「帰属財産研究 韓国に埋もれた「日本資産」の真実」(文芸春秋)だ。



特別賞 成均館大学名誉教授 李大根氏

1939年韓国生まれ。韓国産業銀行勤務を経て、米ニューヨーク州立大学に留学助教授、成均館大学経済学部助教授。91年に京都大学の招聘(しょうへい)教授、2000年に中国北京大学の訪問教授を務める。05年、成均館大学を定年退職。主な著書に『韓国戦争と1950年代の資本蓄積』『韓国貿易論』などがある。

特別賞

《講評》渡辺利夫・国基研理事
本書では、韓国併合によって朝鮮に持ち込まれた法的な規範や秩序、私有財産制度と市場経済制度こそが韓国に近代化をもたらした主因であることを徹底的な実証研究によって明らかにした。

鉄道、電力、港湾などの建設、重化学工業化を通じ、朝鮮は伝統的な農業社会から産業社会へと転換した。1930年代に韓国は日本の資本と技術によって、第1次産業革命を経験することができた。この結果、第二次世界大戦後、多くの途上国よりも飛躍的に発展することができた。この事実を1次資料の精細な分析によって立証した世紀の著作である。

日本の法に息づく「道理」

日本法制史を専門とする米国人研究者、ジェイソン・モーガン氏は1999年に初来日し、岐阜市でホームステイして以来、日本での滞在は計11年以上になった。日本との関わりが深まるにつれ、日本人が戦後忘れた日本の良さを再発見し、研究や教育などを通して国内外に発信している。



特別賞 麗澤大学准教授 ジェイソン・モーガン氏

1977年米国生まれ。州立ウィスコンシン大学マディソン校で日本史専攻、博士号。2014年から早大大学院留学、ほかにも名古屋大、名古屋大で日本史の勉強を続けた。17年から麗澤大学の教壇に立っている。主な著書に『歴史パカカ』『アメリカン・パカカリズム』などがある。

特別賞

《講評》高池勝彦・国基研副理事長
未弘敵太郎研究にとどまらず、わが国の法の伝統の中に、英米法における衡平(Equity)との共通点を論じた点が独特だ。約りが合がとれているという意味の衡平は英米法の独特な概念で、一般法コンロー上の不都合な結果を救済することで発達してきた。未弘の法理論が日本における衡平の重要性を主張したものであると論じている。未弘が「法と社会」の相関関係を研究、大岡越前守を取り上げていることを評価し一種の衡平であるとして、生きた法解釈であるという。網羅的かつ理論的深さにおいても立派な学術書である。

『Law and Society in Imperial Japan: Suehiro Izutaro and the Search for Equity (帝國日本における法と社会 未弘敵太郎と衡平を求めて)』(ミカリアプレス)はその一つである。

日本法史の真ん中に「道理」や自然法に近い「公義」という大切な価値観があることを、大正、昭和期の法学者、未弘敵太郎(東京大学名誉教授)の考え方を通して明らかにした。未弘は、時代劇の名奉行として知られる大岡越前守こと、大岡忠相の「人間味のある裁判」に憧れてお

未弘 未弘で友人のよう

《受賞の言葉》未弘敵太郎という名に初めて出会ったのは米国人の著作「日本の法制史」を読んだときだった。以来、オンラインを含め、入手できる書籍、資料はすべて読破し、それは現在でも続いている。議論や見解に私自身同意できないこともあった。しかし、彼の思考についてもっと学びたいという気持ちが途絶えなかった。いまは未弘があたかも友人になったかのように感じている。

り、大岡の「道理」や一般市民の法意識などが大切だと考えていた。未弘は戦後、占領軍に教職を追われたが、日本の法や歴史には、「道理」がいまも息づいている。

私有財産の経緯 残る疑問

《受賞の言葉》今回の受賞にあたり、私には心残りがある。米軍政は民間人財産について、私有財産保護の名目で接収受け付けから除外していたが、3カ月後に追加対象になった。

私有財産侵害として帰属した日本人から日本政府に対し、損害賠償請求があったはずだが、どのように処理されたか、どんな補償があったか、などについて、疑問が残るままになった。

来月13日に記念講演会

第9回「国基研 日本研究賞」受賞者、ルトコフスカ氏による記念講演会を開きます。※なお、状況により、受賞者がリモートで講演する場合もあります。

日時 7月13日(水)午後3時～5時半(開場3時)
場所 イイホール(東京都千代田区内幸町2の1の1 飯野ビル4階)
会費 3000円(一般)、1000円(国基研会員)。当日会場での申し込みはできません(事前振込制)。
申し込み方法 【記念講演会参加希望】と明記の上、氏名(国基研会員は会員番号も記入)、郵便番号、住所、電話番号を記載し、はがきもしくはFAXでお申し込みください。振込用紙を発送します。定員(400人)に達し次第、締め切ります。6月22日(水)必着。
〒102-0093 東京都千代田区平河町2の6の1 平河町ビル5階 国家基本問題研究所S係 FAX 03・3222・7821